口腔機能実地指導料施設基準研修レポート

どういう基準なのか

口腔機能実地指導料：月1回 46点
研修を受講した歯科衛生士が１名以上配置されていること
口腔機能実地指導を実施する時間が定められていること
口腔機能実地指導を実施するための歯科用ユニットが確保されていること
当該指導を行う歯科衛生士の処遇の改善に係る取組を行っていること 歯科衛生士の処遇の改善取り組みを行っていること

基準設定に伴い現場で期待されること

1.口腔機能管理
健康寿命の延長に歯科がいかに寄与するか

- 噛むこと・噛まないことによって機能するものがある
 - 嚥下、咀嚼、発音、感覚、消化、筋力制御、用具、表現、呼吸
 - 口腔の運動器＝口腔周囲筋、舌、顎
- 健康寿命を延ばすには口腔機能の適正な発達、維持が重要

口腔機能の問題は通常の歯科疾患とは異なる対応が求められる

- 器質的疾患（う蝕など）、機能的疾患（顎関節症など）
- 機能的疾患＝口腔機能発達不全症、口腔機能低下症
- 機能的疾患ではいかに患者にやる気になってもらうか、対応に慣れていないスタッフが多い

2.口腔機能発達不全症（18歳未満）
自覚症状がないことが多い

- 咀嚼や嚥下がうまくできない、構音の異常、口呼吸など
- 歯列矯正の前に食生活、姿勢、その他生活習慣にアプローチを試みるのが大切

小児期の口腔機能は早い段階での修正回復が重要
口腔機能発達不全症を診断・評価する検査

- 口唇の閉鎖力検査
 - 閉鎖するとき奥歯は噛みしめない（噛みしめ強い人は閉鎖できないこと多い）
- 舌圧検査
 - 3ヶ月に1度、舌圧プローブを押す
 - -1SDを下回る場合は指導・介入のサイン

口唇閉鎖力・舌圧改善のためのの訓練を行う

- 3か月間のトレーニング後、口唇閉鎖力が-1SDを越えない・改善がない場合は、姿勢や食生活、全身の発達状態も含めて再評価
- 数値を測るだけでなく、変化を追い続けることが大切
- 機能の正常な獲得を伴走することが歯科衛生士の最大の役割

3.口腔機能低下症（50歳以上）
加齢だけでなく、疾患や障害など様々な要因によって、口腔の機能が複合的に低下している疾患
放置しておくと咀嚼障害、摂食嚥下障害など口腔の機能障害を引き起こす
低栄養やフレイル、サルコペニアを進展させるなど全身の健康を損なう

- 咀嚼、嚥下、構音唾液、感覚が低下、口の中を咬む、食べ物がこぼれる、誤嚥性肺炎

進行すると摂食機能障害と診断される

介護の現場で姿勢による嚥下の改善に理学療法士が関与している
小児歯科開業医に勤める理学療法士も増えている
診断の絶対基準は「7つの柱」と「3項目のルール」

- 7つの内3項目以上該当で「口腔機能低下症」と診断

1. 口腔衛生状態不良
2. 口腔乾燥
3. 咬合力低下
4. 舌口唇運動機能低下
5. 低舌圧
6. 咀嚼機能低下
7. 嚥下機能低下

口腔機能低下症を診断・評価する検査

- 口腔衛生状態不良の検査
 - 舌背上の微生物数、舌苔の付着程度を採取・測定
- 口腔乾燥の検査
 - 口腔粘膜湿潤度、唾液量を測定
- 咬合力低下の検査
 - 咬合力検査（噛む練習後に測定が望ましい）、残存歯数（残根と動揺度3の歯を除いて20本未満）
- 咀嚼機能低下の検査
 - 咀嚼能力検査（義歯装着者は、義歯を装着した状態で）
- 舌口唇運動機能低下の検査（義歯装着者は、義歯を装着した状態で）
 - /pa/、/ta/、/ka/のそれぞれ の音節の 5 秒間での発音回数を測定
 - いずれかの1秒当たりの回数が6回未満
- 低舌圧の検査
 - 舌圧測定（義歯装着者は、義歯を装着した状態で）
- 嚥下機能低下の検査
 - 嚥下のスクリーニングテスト
 - 反復唾液嚥下テスト、改訂水飲みテスト、頸部聴診法など
 - 必要に応じて精密検査
 - 嚥下造影検査、嚥下内視鏡検査

口腔機能管理エンジン（継続的な回復と予防のサイクル）に基づいて積極的に歯科衛生士が関与していくことが大切

具体的な歯科衛生士の役割

1. 歯科予防処置
2. 歯科診療の補助
3. 歯科保健指導

上記に対して口腔機能実地指導料が算定できる
口腔衛生管理＝歯磨き指導を中心とした歯口清掃法の指導
口腔機能管理＝各ライフステージ（18歳未満の若年者・18〜49歳の成人・50歳以上の高齢者）に合わせて行う

- 若年者は口腔機能育成、成人は機能回復・訓練（リ・ハビリテーション）、高齢者は口腔機能維持、を実施する
- 成人は機能異常が生じても、可及的に元の正常な口腔機能に復帰することができる

口腔の運動器＝口腔周囲筋、舌、顎へのアプローチが大切

- 姿勢の改善、舌の動きの改善、顎関節症や歯ぎしりの改善、睡眠時間や睡眠時無呼吸の改善、ストレスの軽減、噛み方の改善など、患者への自覚を促しながら適度に運動・ストレッチ・訓練することで口腔機能が正常になる
- ネガティブな話だけでなく、美容効果を伝えるとより効果が高まる

院内導入フロー

1. 問診票配布・対象者抽出
2. 問診・スクリーニング
3. 検査実施・記録
4. 診断・治療方針決定
5. 結果説明・トレーニング指導
6. 自宅トレーニング
7. 1〜3 か月後に再評価・継続支援

歯科衛生士の声かけ例

- 最近、食べにくくなったものはありますか？
- お食事中にむせることはありませんか？
- お口が開いていると指摘されたことはありますか？
- 食べるのに時間がかかるようになっていませんか？
- 発音しづらい言葉はありませんか？
- お子さまのお食事で気になることはありますか？
- お子さまの姿勢や呼吸について気になることはありますか？

まずは患者さんと信頼関係を築いて些細なことでも話しやすい環境を作り出す
口腔機能管理は、検査をすることが目的ではない
「食べる」「話す」「呼吸する」という日常生活を支え、患者さんの健康寿命の延伸や健全な成長発達につなげることが目的
歯科衛生士は、患者さんの変化に気づき、継続できる方法を一緒に考えながら 支援する重要な役割を担うものである